



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 規則

* 56 和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）..... 1

○ 告示

524 生活保護法による指定医療機関の廃止（社会福祉課）..... 3

525 生活保護法による指定介護機関の廃止（ ）..... 4

526 生活保護法による指定医療機関の変更（ ）..... 4

527 指定自立支援医療機関の指定（こころの健康推進課）..... 4

528 〃（ ）..... 4

529 指定自立支援医療機関の変更（ ）..... 5

530 紀の川用水土地改良区の役員の就任（農業農村整備課）..... 5

531 日置川土地改良区の役員の就任（ ）..... 5

532 名田周辺土地改良区の役員の就退任（ ）..... 6

533 荒見井土地改良区の役員の就退任（ ）..... 7

534 安楽川井土地改良区の役員の就退任（ ）..... 7

535 紀の川土地改良区連合の役員の就任（ ）..... 8

536 小池下土地改良区の定款変更の認可（ ）..... 8

537 紀の川用水土地改良区の定款変更の認可（ ）..... 9

538 安楽川井土地改良区の定款変更の認可（ ）..... 9

539 藤崎井土地改良区の定款変更の認可（ ）..... 9

540 天野土地改良区の定款変更の認可（ ）..... 9

541 日置川土地改良区の定款変更の認可（ ）..... 9

542 保安林の指定の解除予定（森林整備課）..... 9

543 〃（ ）..... 9

544 白浜久木線（仮称庄川久木1号トンネル）道路改良工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（道路建設課）..... 10

545 一般競争入札による落札者の決定（警察本部）..... 14

546 〃（ ）..... 15

547 〃（ ）..... 15

○ 公告

入札公告（道路建設課）..... 16

規 則

和歌山県規則第56号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県建築基準法施行細則（昭和47年和歌山県規則第98号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(建築物の定期報告) 第9条 略 2・3 略 4 法第12条第1項の規定による調査には、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）に定める当該調査の項目、方法及び結果の判定基準に、それぞれ次の表に定める当該調査の項目、方法及び結果の判定基準を付加するものとする。			(建築物の定期報告) 第9条 略 2・3 略		
調査項目	調査方法	判定基準			
常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。		物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。	
	扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。		取付けが堅固でないこと。	
	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。	
	固定の状況	目視等により確認する。		扉が開放状態に固定されていること。	
	人の通行の用に供する部分に設ける扉の作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてブッシュ、プルゲージ等により閉鎖力を測定		防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1号の規定に適合しないこと。	

		する。た だし、3 年以内に 実施した 点検の記 録がある 場合に あ っては、 当該記録 により確 認すること をもって足 りる 。	
5・6 略			4・5 略

別記第9号様式中「7 宅地造成工事規制区域」を「7 宅地造成及び特定盛土等規制法による許可」に、
「

内	外
許可第	号

」を「

許可第	号
-----	---

」に、

第42条

を「

第42条

」

第42条
第 項第 号

に改める。
」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、別記第9号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第524号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
西医新 40-26	けんゆうえすみ診療所	西牟婁郡すさみ町江住800番地	令和 5. 3. 31
西医新 13-26	船附診療所	西牟婁郡白浜町富田1360番地の20	令和 7. 3. 31
田歯新 33-27	安田歯科医院	田辺市上の山二丁目19-7	令和 7. 4. 28

和歌山県告示第525号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ヘルシーワーク	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目2-7	幸生堂薬局	御坊市藤田町吉田627	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和7.6.9

和歌山県告示第526号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	変更事項（名称）		所在地	変更年月日
	旧	新		
紀薬新33-31	薬局紀征	薬局きい	紀の川市打田19-11	令和7.4.1

和歌山県告示第527号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
エバグリーン薬局みなべ店	日高郡みなべ町東吉田50-1	—	森岡俊光	令和7.3.1

和歌山県告示第528号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日

合同会社Lien	東牟婁郡串本町串本1472-3	訪問看護	訪問看護ステーションりあん	令和 7. 4. 1
----------	-----------------	------	---------------	---------------

和歌山県告示第529号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	訪問看護ステーション等の名称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
株式会社Athena	大阪市北区西天満三丁目6-21	訪問看護ステーションえにし	医療機関の所在地	和歌山市吉田681番地 ISSビル3F	大阪市北区西天満三丁目6-21	令和 7. 4. 1

和歌山県告示第530号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、紀の川用水土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

就任した役員（令和7年4月1日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	池田泰子	橋本市高野口町大野1136番地

和歌山県告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、日置川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

就任した役員（令和7年4月1日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	廣畑佳和	田辺市中三栖1134番地
理事	田中朗義	田辺市中三栖1561番地の1
理事	細尾佳史	田辺市中三栖1205番地
理事	小野真一	西牟婁郡白浜町田野井574番地の2
理事	須本修平	西牟婁郡白浜町塩野43番地
理事	田中克弥	西牟婁郡白浜町日置982番地
理事	青木孝尚	田辺市新庄町3739番地の7
理事	田中淳之	田辺市上三栖134番地
理事	北和幸	西牟婁郡白浜町安宅132番地
理事	瀧川洋	西牟婁郡白浜町塩野40番地
理事	後呂豊	西牟婁郡白浜町日置982番地の23
理事	平阪孝治	西牟婁郡白浜町安宅184番地の2
監事	須本金彌	西牟婁郡白浜町塩野42番地
監事	冷水史和	西牟婁郡白浜町大古615番地

和歌山県告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、名田周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 退任した役員（令和7年4月4日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	藪内磯史	御坊市岩内298番地
理事	岡雅幸	御坊市塩屋町北塩屋117番地
理事	木村三樹夫	御坊市塩屋町北塩屋923番地
理事	西岡晋平	御坊市塩屋町南塩屋1942番地4
理事	矢野公章	御坊市名田町野島3250番地
理事	佐藤公彦	御坊市名田町野島1645番地
理事	堀井和範	御坊市名田町野島189番地
理事	西田良成	御坊市名田町上野1545番地
理事	森保	御坊市名田町上野1434番地
理事	鈴木章博	御坊市名田町楠井29番地
理事	矢野嗣朗	御坊市名田町楠井1865番地
理事	山野茂	御坊市名田町楠井614番地
理事	片山真吾	日高郡印南町大字津井302番地
理事	山下勝也	日高郡印南町大字印南993番地の2
理事	塩路利幸	日高郡印南町大字印南1839番地
理事	寺下大輔	御坊市名田町上野1573番地2
理事	片原悠貴	日高郡印南町大字印南1198番地の2
監事	由良新二	御坊市塩屋町北塩屋112番地
監事	笹本勝也	御坊市名田町野島3431番地内1号
監事	内田譲	日高郡日高川町大字小熊6027番地21

2 就任した役員（令和7年4月5日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	奥幹夫	御坊市熊野397番地
理事	藪内磯史	御坊市岩内298番地
理事	岡雅幸	御坊市塩屋町北塩屋117番地
理事	木村三樹夫	御坊市塩屋町北塩屋923番地
理事	西岡晋平	御坊市塩屋町南塩屋1942番地4
理事	矢野公章	御坊市名田町野島3250番地
理事	佐藤公彦	御坊市名田町野島1645番地
理事	川島一夫	御坊市名田町野島299番地
理事	西田良成	御坊市名田町上野1545番地
理事	有地秀和	御坊市名田町上野1552番地
理事	鈴木章博	御坊市名田町楠井29番地
理事	矢野嗣朗	御坊市名田町楠井1865番地
理事	山野茂	御坊市名田町楠井614番地
理事	東家幸夫	日高郡印南町大字津井285番地

理事	山下勝也	日高郡印南町大字印南993番地の2
理事	清水章広	日高郡印南町大字印南2262番地の1
理事	新田真也	御坊市名田町野島3104番地7
理事	宮本敬子	御坊市名田町野島1684番地
理事	上山さち子	御坊市名田町楠井2368番地
理事	池田昌玄	日高郡印南町大字津井390番地
監事	前田吉一	御坊市名田町野島3452番地
監事	中筋英喜	御坊市名田町楠井114番地1
監事	内田譲	日高郡日高川町大字小熊6027番地21

和歌山県告示第533号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、荒見井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 退任した役員（令和7年3月31日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	井関弘典	紀の川市荒見158番地15
理事	湯浅勝彦	紀の川市荒見1309番地500
理事	柑本正	紀の川市杉原558番地
理事	蓬台重明	紀の川市杉原372番地2
理事	寺西幸次	紀の川市風市2番地3
理事	久保広幸	紀の川市勝神297番地
理事	田中義人	紀の川市遠方372番地1
理事	原成吾	紀の川市遠方19番地1
監事	谷口靖雄	紀の川市杉原724番地
監事	児玉佳久	紀の川市遠方317番地1
監事	檜山和房	紀の川市横谷181番地

2 就任した役員（令和7年4月1日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	井関弘典	紀の川市荒見158番地15
理事	松山明弘	紀の川市荒見379番地5
理事	谷口靖雄	紀の川市杉原724番地
理事	蓬台重明	紀の川市杉原372番地2
理事	寺西幸次	紀の川市風市2番地3
理事	榎本匡記	紀の川市勝神17番地
理事	原成吾	紀の川市遠方19番地1
理事	児玉佳久	紀の川市遠方317番地1
理事	榎本章子	紀の川市杉原369番地8
監事	井関光尊	紀の川市荒見211番地
監事	井上雅夫	紀の川市風市359番地6
監事	奥田之哉	紀の川市荒見1288番地

和歌山県告示第534号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、安楽川井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 退任した役員（令和7年3月31日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	藪中繁美	紀の川市桃山町市場89番地1
理事	永長豊英	紀の川市桃山町元344番地
理事	北晴夫	紀の川市下鞆渕396番地
理事	庄司正幸	紀の川市桃山町段539番地
理事	中山雅史	紀の川市桃山町最上76番地
理事	永長幹雄	紀の川市桃山町段新田450番地
理事	片山英樹	紀の川市桃山町段新田289番地
理事	木下充弘	紀の川市桃山町調月1337番地
監事	鉄羽正樹	紀の川市桃山町段463番地
監事	小坂欣也	紀の川市桃山町調月351番地

2 就任した役員（令和7年4月1日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	藪中繁美	紀の川市桃山町市場89番地1
理事	永長豊英	紀の川市桃山町元344番地
理事	北晴夫	紀の川市下鞆渕396番地
理事	藪内和己	紀の川市桃山町段425番地
理事	阪中敏泰	紀の川市桃山町最上292番地
理事	永長幹雄	紀の川市桃山町段新田450番地
理事	片山英樹	紀の川市桃山町段新田289番地
理事	木下充弘	紀の川市桃山町調月1337番地
監事	津田健生	紀の川市桃山町市場125番地1
監事	小坂欣也	紀の川市桃山町調月351番地

和歌山県告示第535号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第19項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

就任した役員（令和7年4月24日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	井上隆央	伊都郡かつらぎ町大字笠田東477番地の4
監事	亀田保夫	岩出市今中18番地

和歌山県告示第536号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小池下土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第537号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、紀の川用水土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安楽川井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、藤崎井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第540号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、天野土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、日置川土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第542号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園久木字横手389の1
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第543号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和7年6月27日

- 1 解除予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町庄川字牛屋谷914の184
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第544号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、白浜久木線（仮称庄川久木1号トンネル）道路改良工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する工事の名称等

(1) 工事年度及び工事番号

令和7年度 県債道改交金 第130号

(2) 工事名

白浜久木線（仮称庄川久木1号トンネル）道路改良工事

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格の確認を申請する日（以下「資格確認申請日」という。）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次に掲げる要件を満たす共同企業体であること。

ア 構成員が3者であること。

イ 各構成員の出資比率がそれぞれ20%以上であること。

ウ 経営形態が共同施工方式であること。

エ 各構成員に在籍する土木一式工事の監理技術者の数を合計した数が5名以上であること。

(2) 共同企業体の代表者である構成員が次のアからエまでに掲げる要件を満たしていること。

ア 共同企業体において施工能力及び出資比率が最も高い構成員であること。

イ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の土木一式工事に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する経営事項審査をいう。）に係る総合評定値（（3）シにおいて「総合評定値」という。）が1,000点以上であること。

ウ 平成22年4月1日から資格確認申請日までの間に、日本国内、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国若しくは地域又は我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国若しくは地域において、元請（元請が共同企業体の場合にあつては、元請となる共同企業体への出資比率が20%以上である構成員の場合に限る。）としてNATM（New Austrian Tunneling Method）による道路トンネル工事を完成させ、引渡しが完了した施工実績を有していること。

エ 次の要件を満たす監理技術者を専任で白浜久木線（仮称庄川久木1号トンネル）道路改良工事の本契約日時点で配置できる見込みであること。

（ア）1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者（次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。）であること。

a 1級建設機械施工技士の資格を有する者

b 技術士の資格（技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」（平成30年度まで）又は「農業農村工学」（令和元年度以降）とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門

（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」（平成30年度まで）、「農業農村工学」（令和元年度以降）、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。）を有する者

c a又はbに掲げる者と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者

（イ）平成22年4月1日から資格確認申請日までの間に、日本国内、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国若しくは地域又は我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国若しくは地域において、元請（元請が共同企業体の場合にあっては、元請となる共同企業体への出資比率が20%以上である構成員の場合に限る。）の従業員としてNATMによる道路トンネル工事に従事し、完成させ、引渡し完了した施工経験（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、現場代理人又は監理技術者補佐その他これらに準ずる者として、掘削から覆工までの一連の施工を管理・監督した経験に限る。）を有する者であること。

（ウ）土木一式工事の監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であること。

（エ）資格確認申請日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有している者であること。

（3）共同企業体の構成員（代表者であるものを含む。）がそれぞれ次に掲げる要件を満たしていること。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を排除されている者でないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（その申立てに係る再生計画認可の決定がなされている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者（その申立てに係る更生計画認可の決定がなされている者を除く。）でないこと。

エ 白浜久木線（仮称庄川久木1号トンネル）道路改良工事に係る設計業務等の受託者でないこと。

オ 建設業法第3条第1項の許可を受けている者であること。

カ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止の処分を受けている者でないこと。

キ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

ク 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年制定）に基づく入札参加資格停止の措置を受けて、その措置の期間中にある者でないこと。

ケ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年制定）に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

コ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けている者でないこと。

サ 次に掲げる規定の適用を受けるものがある場合には、その適用を受ける規定による届出の義務を履行している者であること。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

シ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の総合評価値が850点以上であること。

ス 次の要件を満たす主任技術者を専任で白浜久木線（仮称庄川久木1号トンネル）道路改良工事に配置できる見込みであること。ただし、共同企業体の代表者である構成員にあっては、この限りでない。

（ア）次に掲げる国家資格を有する者であること。

a 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士の資格を有する者

b 1級建設機械施工技士又は2級建設機械施工技士の資格を有する者

- ｃ 技術士の資格（技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」（平成30年度まで）又は「農業農村工学」（令和元年度以降）とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」（平成30年度まで）、「農業農村工学」（令和元年度以降）、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。）を有する者
- （イ）資格確認申請日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有していること。
- セ この入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。
- （4）共同企業体の構成員とこの一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との関係において、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。
- ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）とその親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）である場合
- イ 親会社等が同一である子会社等同士の場合
- ウ 一方の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における同法第38条第2項に規定する監査等委員である取締役、同法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社の取締役、同条第15号に規定する社外取締役及び同法第348条第1項に規定する定款の別段の定めにより業務を執行しないこととされている取締役を除く。）、同法第402条第1項の規定により指名委員会等設置会社に置かれた執行役、同法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款の別段の定めにより業務を執行しないこととされている社員を除く。）、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）が他方の役員を兼ねている場合（一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中である場合又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。）
- エ 一方の役員が、他方の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。オにおいて同じ。）を兼ねている場合
- オ 一方の管財人が、他方の管財人を兼ねている場合
- カ 組合（共同企業体を含む。）とその組合員である場合
- キ その他アからカまでに掲げる場合のいずれかと同視することを相当と認められる場合
- 3 資格確認申請書類及びその配布方法等
- （1）この競争入札の入札参加資格の確認申請に必要な書類（以下「申請書類」という。）は、次のとおりとし、申請書類のうち、ア及びオからケまでに掲げる書類は共同企業体の代表者である構成員のみが提出するものとし、それら以外の書類は共同企業体の全ての構成員がそれぞれ提出するものとする。
- なお、ク及びケに掲げる書類の作成は、入札説明書に定めるところにより行うこと。
- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（いずれも提出日において発行後3か月を経過していないもの）
- ウ 印鑑証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
- エ 使用印鑑届
- オ 共同企業体の協定書の写し
- カ 2（1）エの要件を満たすことを証する土木一式工事の監理技術者資格者証の写し及び在籍を確認できる雇用契約書その他の雇用関係を証する書面の写し

キ 2 (2) イの要件を満たすことを証する建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書（サ及びシにおいて「総合評定値通知書」という。）の写し

ク 2 (2) ウの要件を満たすことを証する書面

ケ 2 (2) エの要件を満たすことを証する配置する予定の監理技術者に関する書面

コ 2 (3) キの要件を満たすことを証する書面の写し

サ キ又はシの総合評定値通知書において「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」及び「雇用保険加入の有無」の項目のうち数値等が「無」であるものについて資格確認申請日において加入している場合又は適用除外である場合にあっては、2 (3) サの要件を満たすことを証する次に掲げる書面の写し

（ア）健康保険に加入している場合は、健康保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

（イ）厚生年金保険に加入している場合は、厚生年金保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

（ウ）雇用保険に加入している場合は、雇用保険料の納入に係る領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

（エ）適用除外である場合は、社会保険等に関する誓約書

シ 2 (3) シの要件を満たすことを証する総合評定値通知書の写し

ス 2 (3) スの要件を満たすために配置する予定の主任技術者について、次に掲げる書面

（ア）2 (3) ス（ア）の要件を満たすことを証する書面

（イ）2 (3) ス（イ）の要件を満たすことを証する雇用契約書その他の雇用関係を証する書面の写し

セ 委任状（共同企業体の構成員が、支社長、営業所長等に共同企業体協定の締結権限等を委任する場合）

ソ 不当要求行為等の防止に係る誓約書

(2) (1) のア、エ、ク、ケ、サ（エ）及びソに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、令和7年6月27日（金）から同年9月9日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行うものとする。

なお、これらの申請書類の様式は、和歌山県公共工事等入札情報システムから、ダウンロードすることができる。

ア 和歌山県公共工事等入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

イ ダウンロードすることができる期間

令和7年6月27日（金）から同年9月9日（火）までの間（午前3時から午前5時までの時間その他メンテナンス等により不定期に利用を停止する時間を除く。）

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年6月30日（月）から同年7月7日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に和歌山県県土整備部道路局道路建設課に対して行うものとする。

4 資格確認申請書類の提出期間及び提出場所又は提出先

(1) 令和7年6月30日（月）から同年7月23日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（同月23日については、午後2時）までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

(2) 郵送により資格確認申請書類を提出する場合は、書留郵便で令和7年7月23日（水）午後2時までに、和歌山県県土整備部道路局道路建設課へ必着させること。

(3) 電子メールにより資格確認申請書類を提出する場合は、令和7年7月23日（水）午後2時までに、5に掲げる電子メールアドレス宛に送付すること。

なお、原本の提出が必要となる書類については、後日原本確認を行う。

5 資格確認申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部道路局道路建設課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館9階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3092

電子メールアドレス e0802002@pref.wakayama.lg.jp

6 資格確認申請書類に使用する言語

資格確認申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

入札参加資格審査の結果は、共同企業体の代表者に対して入札参加資格確認通知書の郵送により令和7年8月25日（月）までに通知するものとする。

8 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和7年8月26日（火）から同年9月3日（水）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとし、持参以外の方法による提出は受け付けないものとする。

(4) 説明に対する回答については、令和7年9月8日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第545号

グループウェアシステム更新委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

グループウェアシステム更新委託及び賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和7年5月12日

4 落札者の氏名及び住所

FLCS・富士通ネットワークソリューションズ コンソーシアム

（代表者）FLCS株式会社

東京都千代田区神田練堀町3番地

（構成員）富士通ネットワークソリューションズ株式会社

神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5

5 落札金額

84,101,446円（うち消費税及び地方消費税の額7,645,586円）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年3月25日

和歌山県告示第546号

紀州NETサーバ機器等更新委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
紀州NETサーバ機器等更新委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和7年5月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
紀州NETサーバ機器等更新委託及び賃貸借業務・JECC/NECコンソーシアム
（代表者）株式会社JECC
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
（構成員）日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 落札金額
645,248,818円（うち消費税及び地方消費税の額58,658,983円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年3月25日

和歌山県告示第547号

人事監察管理システム更新委託業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
人事監察管理システム更新委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1

- 3 落札者を決定した日
令和7年5月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECネクサソリューションズ株式会社
東京都港区芝三丁目23番1号
- 5 落札金額
93,170,000円（うち消費税及び地方消費税の額8,470,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年4月11日

公 告

入 札 公 告

白浜久木線（仮称庄川久木1号トンネル）道路改良工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

令和7年6月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事年度及び工事番号 令和7年度 県債道改交金 第130号
- (2) 工事名 白浜久木線（仮称庄川久木1号トンネル）道路改良工事
- (3) 工事場所 西牟婁郡白浜町庄川外地内
- (4) 工事概要 延長1,159.0m 幅員5.5（6.5）m
トンネル工（New Austrian Tunneling Method）
L=1,159.0m（CⅠ=247.5m、CⅡ=604.5m、DⅠ=208.0m、DⅡ=33.0m、DⅢ=66.0m）
補助工法
小口径長尺鋼管フォアパイリング L=84.0m
- (5) 工期 960日間
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 調査基準価格 設定有り・事後公表
- (8) 施工形態 共同企業体
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を受け付ける契約後VE(Value Engineering)方式工事である。
- (10) 本工事は、和歌山県工事連絡調整会議実施要領（平成21年制定）に規定する和歌山県工事連絡調整会議の対象工事である。
- (11) 本工事は、和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成20年制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。）による総合評価落札方式の対象工事である。
- (12) 本工事は、和歌山県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱（令和6年制定。以下「施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱」という。）による施工体制確認型総合評価落札方式の対象工事である。
- (13) 本工事は、低入札価格調査実施要領【建設工事】（令和元年制定。以下「低入札要領」という。）

による低入札価格調査制度の対象工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県告示第544号に規定する白浜久木線（仮称庄川久木1号トンネル）道路改良工事に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 入札手続等

(1) 入札契約事務担当課

和歌山県県土整備部道路局道路建設課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3092

(2) 入札説明書等の交付、閲覧場所、期間、方法等

ア 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館9階

和歌山県県土整備部道路局道路建設課

イ 期間

令和7年6月27日（金）から同年9月9日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

ウ 方法

以下の方法により入札説明書等の交付及び閲覧を行うものとする。

（ア）和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）から、入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書をダウンロードすることができる。

a 入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

b ダウンロード可能期間

令和7年6月27日（金）から同年9月9日（火）までの入札情報システム利用可能時間

c 入札情報システム利用可能時間

システム停止時間を除く終日（システム停止時間：午前3時から午前5時まで。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。）

（イ）入札説明書、技術提案作成要領及び契約書案を（2）イの期間、（2）アの場所において交付する。また、設計図書を（2）イの期間、（2）アの場所においてCD-Rメディアにより閲覧させる（入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書はデータコピーを可とする。閲覧のためのノートパソコン等の機器は持参すること。）。

(3) 技術提案の提出方法、提出場所又は提出先及び期間

ア 持参又は郵送により提出する場合

（ア）提出場所

（2）アに同じ。

（イ）期間

令和7年6月30日（月）から同年7月23日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（同月23日については、午後2時）までの間。ただし、郵送による提出の場合は、書留郵便により令和7年6月30日（月）から同年7月23日（水）午後2時までの間に到着させること。

イ 電子メールにより提出する場合

(ア) 提出先

e0802002@pref.wakayama.lg.jp

(イ) 期間

令和7年6月30日（月）から同年7月23日（水）の午後2時までの間

(4) 入札書の提出場所、期間及び提出方法

ア 入札書提出期間において条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年施行）又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年施行）に基づき土木工事業の資格の認定を受けている者で、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行っている者は、原則として電子入札システムにより、令和7年9月10日（水）から同月12日（金）までの電子入札システム利用可能時間に入札するものとする。

(ア) 電子入札システム

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>

(イ) 電子入札システム利用可能時間

午前9時から午後5時30分まで（休日及びメンテナンス等に要する時間を除く。）

イ ア以外の者は持参又は郵送により、次の場所及び期間に入札するものとする。

(ア) 場所

(2) アに同じ。

(イ) 期間

令和7年9月10日（水）から同月12日（金）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便により令和7年9月10日（水）から同月12日（金）午後5時までの間に到着させること。

(ウ) その他

提出期間外に提出された入札書は、不受理とし、当該入札書を提出した者に返戻するものとする。

(5) その他提出書類

入札書と併せて工事費内訳書及び入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。また、開札の結果、施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱による聴取り調査の対象となった者及び低入札要領による低入札価格調査の対象となった者は、それぞれ当該調査に係る書類を提出すること。

なお、これらの詳細は、入札説明書に記載するところによる。

(6) 開札の場所、開札日及び開札予定時刻

ア 場所

(2) アに同じ。

イ 開札日

令和7年9月16日（火）

ウ 開札予定時刻

午前10時

(7) 開札は、当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部道路局道路建設課の職員を立ち会わせて行うものとする。

(8) 開札状況の公表日及び公表予定時刻

ア 公表日

令和7年9月17日（水）

イ 公表予定時刻

午後2時

(9) 落札決定予定日

令和7年10月21日（火）

(10) 入札結果の公表

落札決定後速やかに。

(11) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、(2) アの場所において閲覧により公表する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) この工事の入札に参加しようとする者は、その見積もる入札金額（消費税法（昭和63年法律第108号）に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

a 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合

b 知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約をした場合

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金の額は契約金額の10分の1以上（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては、10分の3以上）とする。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

a 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合

b 保険会社等の工事履行保証証券による保証がある場合

(3) 失格

ア 次のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札者となることができない。

(ア) 入札参加資格がない者

(イ) 入札書の共同企業体の名称、住所若しくは代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがある入札書又は記名押印を欠いた入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(ウ) 金額の記入がない又は金額を訂正した入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(エ) 入札説明書に規定する入札書を用いないで入札をした者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(オ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札をした者

(カ) 次に該当する場合の入札参加者

a 入札保証金等が未納付の場合又は金額が不足している場合

b (2) ア (イ) 又は (2) ア (ウ) に係る内容を証する書類に不備があると認められる場合
(キ) 同一の入札について2以上の入札をした者

(ク) 3 (3) ア (イ) 又は3 (3) イ (イ) の期間内に技術提案を提出しなかった者

(ケ) 入札時に工事費内訳書及び入札参加資格確認通知書の写しを提出しなかった者

(コ) 明らかに談合その他不正な行為によって入札をしたと認められる者

(サ) 入札書提出の日から落札決定までの間において、2に定める資格の要件のいずれかを満たさなくなった者

(シ) 低入札要領による低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を提出しなかった者
又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者

(ス) 虚偽の技術提案を提出した者

(セ) 工事費内訳書又は技術提案において、意思表示が不明瞭な入札をした者

(ソ) 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適正でないと判断された者

(タ) 施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱による聴取り調査において、指定する期限までに追加書類等の全部若しくは一部を提出しない者、提出した追加書類等に不備がある者又は聴取り調査に応じない者

(チ) 電子入札において、入札説明書に示した失格となる入札をした者

(ツ) その他、入札公告及び入札説明書において指示した事項に反して入札をした者

イ アに該当する者を落札者としていた場合には、当該落札者の落札決定を取り消す。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、(5) によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い入札者を落札者とする。

イ 施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱による聴取り調査の対象となった者は、提出を求められた日から起算して3日以内（休日を除く。）に施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱に基づく追加書類等を提出しなければならない。

ウ 調査基準価格を下回る入札を行い低入札価格調査の対象となった者は、提出を求められた日から起算して5日以内（休日を除く。）に低入札要領に基づく調査様式を提出しなければならない。

エ 評価値の最も高い入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、低入札要領により低入札価格調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認の上、落札者とするものとし、調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、順次、次の順位の者に対し同様の手続を行うものとする。調査実施に係る文書は、別途対象者に交付する。

オ 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定し、1位の者を落札者とする。ただし、1位の者が低入札価格調査の対象となる場合は、低入札要領により低入札価格調査を行った上で、落札者とする。

なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない和歌山県県土整備部道路局道路建設課の職員にくじを引かせて順位を決定する。

(5) 総合評価の方法

ア 技術提案及び施工体制の内容に応じ、加算点（最高点数50点）及び施工体制評価点（最高点数30点）を加える。加算点及び施工体制評価点の合計の最高点数は80点とする。また、標準点は100点とする。

イ 総合評価は、標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(6) 総合評価の評価項目

ア 次に掲げる工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

(ア) 起点側坑口付近の地山の安定性確保に関する提案

(イ) 覆工コンクリートの品質向上に関する提案

(ウ) 掘削断面が変化する非常駐車帯部の地山の安定性確保に関する提案

(エ) 坑内作業時における施工の生産性向上に関する提案

イ 次に掲げる工事目的物の品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況

(ア) 施工体制確保の確実性

(イ) 品質確保の実効性

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 議会の議決の要否

要

(10) 支払条件

前払金 有

中間前払金 有

部分払 有

(11) 各会計年度における請負代金の支払限度額

ア 令和7年度 請負代金額の約2.9%の金額

イ 令和8年度 請負代金額の約27.1%の金額

ウ 令和9年度 請負代金額の約35%の金額

エ 令和10年度 請負代金額の約35%の金額

(12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(13) 落札決定後から本契約を締結するまでの期間に、落札者（その構成員を含む。以下同じ。）が、2に定める資格の要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除する。この場合において、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

(14) その他

その他詳細は、入札説明書に記載するところによる。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Construction work of the Shagawahisagilgou Tunnel

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :

2:00 P.M. 23 July 2025

(3) Time-limit for the submission of technical proposal :

2:00 P.M. 23 July 2025

(4) Time-limit for the submission of tenders by electric bidding system :

5:30 P.M. 12 September 2025 (tenders bring with 5:00 P.M. 12 September 2025 or submitted

by mail 5:00 P.M. 12 September 2025)

(5) Contact point for the notice :

Road Construction Division, Road Bureau, Prefectural Land Development Department,
Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubara-dori, Wakayama-city, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3092